

<h1>静岡市報</h1>	No. 171
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6
- 静岡市斎場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

規 則

- 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・ 14

告 示

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第44号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の提供先への通知等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第45号）

児童福祉法及び国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴い、再度の育児休業ができる特別の事情等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第46号）

精神障害者地域生活支援センターを公の施設として新たに駿河区に設置することに伴い、センターの名称、位置を定めるとともに、センターの開館時間を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市斎場条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第47号）

静岡市清水斎場の移設に伴い、斎場の位置及び売店施設使用料を改めるとともに、斎場の使用料見直しに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第44号

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条中「又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたもの）」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたこれらの者）」に改める。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第45号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第46号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市支援センターなごやか	静岡市葵区城東町24番1号
---------------	---------------

を

」

「

静岡市支援センターなごやか	静岡市葵区城東町24番1号
静岡市支援センターみらい	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号

に

」

改める。

第3条中「静岡市支援センターなごやか」を「前条の表に掲げる精神障害者地域生活支援センター」に改める。

第4条中「午前10時から午後8時」を「午前9時から午後6時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 静岡市支援センターみらいに係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市精神障害者地域生活支援センター条例第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。

静岡市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第47号

静岡市斎場条例の一部を改正する条例

静岡市斎場条例（平成15年静岡市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条の表静岡市清水斎場の項中「静岡市清水区北矢部1452番地」を「静岡市清水区北矢部1481番地」に改める。

第6条の前の見出し及び同条を削る。

第7条に見出しとして「（使用料）」を付し、同条中「の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、第5条」を削り、同条各号を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第10条第2項中「利用の許可を受けた際」を「市長が指定する期日までに」に改め、同条を第9条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

種別		単位	使用料	
			市民に係る場合	その他の場合
死体	12歳以上	1体につき	10,000円	44,000円
	12歳未満	1体につき	6,000円	26,000円
妊娠4箇月以上の死胎等又は身体の一部		1体につき	4,000円	17,000円
妊娠4箇月未満の死胎等又は産汚物類		1箱につき	1,000円	4,000円

備考

1 「市民に係る場合」とは、死体にあつては死亡時の死亡者の住所が、妊娠4箇月以上の死胎等にあつては母の住所が、身体の一部にあつては本人の住所が、妊娠4箇月未満の死胎等又は産汚物類にあつては医療機関等の所在地が市内にある場合をいう。

2 1箱は、10キログラム以下のものとする。

別表第2（第9条関係）

売店施設使用料	年額 1,200,000円以上
---------	-----------------

備考 利用期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とし、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第55号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年 6 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第31条中「手帳の再交付の」を「政令第10条第1項の規定による手帳の再交付の」に改める。

様式第3号の3中

「

②認定年月日	年 月 日
--------	-------

を
」

「

②認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	-----------------

に
」

改める。

様式第12号中

「
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔第27条・第29条の2・第29条の4・第34条・第38条の6・第38条の7〕の規定により、次のとおり診察を実施しますので、を
同法第28条第1項に基づき通知します。
」

「
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり
診察を実施しますので、同法第28条第1項の規定により通知します。
に、
」

「

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）	を
--------	---	---

」

「

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3）	に
--------	--	---

」

改める。

様式第28号の3中

「

②認定年月日	年 月 日	を
--------	-------	---

」

「

②指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	に
-------	-----------------	---

」

改める。

様式第40号中

「

申請者（精神障害者本人）	フリガナ		生年	年 月 日	を
	氏 名	㊦	月日		
	住 所	電話			

」

「

申請者（精神 障害者本人）	フリガナ		生年	年 月 日															
	氏 名	㊦	月日																
	住 所	電話																	
	個人番号																		

に

」

改め、同様式（注）1中「又は「障害年金」を「、「障害年金」に、「特別障害給付金受給資格者証」を「特別障害給付金受給資格者証」に改め、同（注）2中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

様式第44号中

「

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊦ を
電 話

」

「

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊦ に改める。
個人番号
電 話

」

様式第45号中

「

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊟ を
電 話
手帳番号

」

「

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊟ に改める。
個人番号
電 話
手帳番号

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第56号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成29年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成29年静岡市条例第22号)の施行期日は、平成29年7月24日とする。

告 示

静岡市告示第537号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

大浜公園のウォータースライダー使用料 の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長	を
-----------------------------	----------------	---

」

「

大浜公園のウォータースライダー使用料 の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長	に
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還 金の収納事務	ニッテレ債権回収株式会社代表取締役	

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年 7 月 1 日から施行する。